

公益社団法人日本ビリヤード協会通報相談窓口利用案内

1. 目的

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、国民の権利であることがスポーツ基本法にも明記されています。公益社団法人日本ビリヤード協会（以下本協会という）では、ビリヤードスポーツ（以下ビリヤードという）を行う者の権利利益を保護し、公正な環境のもとでビリヤードに親しむ機会を確保するために、通報相談窓口を設置し、ビリヤードの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正、再発の防止に努め、もってビリヤードの真の健全な発展を図ることを目的とします。

2. 通報相談窓口を利用出来る者

通報相談窓口の利用者は、本協会の正会員、CS会員、審判員・指導者、役員、委員、事務局職員、主催大会役員・スタッフ等本協会および本協会加盟団体・支部の活動に参加した者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者となります。

3. 通報対象事項の事実調査

(1) 通報相談窓口は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、特定されないよう十分に配慮の上、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行います。

(2) 前項による調査の進捗状況について適宜、通報相談窓口利用者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、通報相談窓口利用者に通知いたします。

(3) 調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知いたします。

(4) 匿名での通報・相談も受け付けますが、具体的事案については、正確な調査をするためにできるだけ実名での通報・相談をお願いします。また、その調査結果についての報告または公表がされない場合があるなどの一定の制約があることをご了承いただきます。

(5) 通報相談窓口の担当者が通報内容を把握するために、資料の提出又は情報の提供を求めることがございますのでご協力ください。

4. 通報相談窓口では対応出来ない事項

(1) 係争中のもの。

(2) 地方自治体が主催または主管する活動に起因するもので、本協会および加盟団体・支部が第三者的な立場となるもの。

(3) 通報相談内容の事象が最終発生後2年を経過しているもの。

5. 窓口への通報・相談方法

通報相談窓口専用アドレス宛での E-Mail 又は通報相談窓口宛の手紙をお願いします。

Email : hotline@nba.or.jp

手 紙 : 〒160-0033 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 Japan Sport Olympic Square 704
公益社団法人 日本ビリヤード協会

通報相談窓口 コンプライアンス委員会 委員長宛

または

通報相談窓口 担当弁護士宛

以上